

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省27-②)

施策目標		2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する						担当部局名	住宅局		作成責任者名	住宅政策課長 坂根 工博	
施策目標の概要及び達成すべき目標		住宅ストックの質の向上を図る取組や、市場における適正な取引の実現に資する施策等を通じ、適切に維持管理された住宅ストックが円滑に流通する市場環境を整備する。これにより、良質な住宅ストックが将来世代へ承継されるとともに、国民が求める住宅を無理のない負担で安心して選択できる市場の実現を目指す。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		政策評価実施予定時期	平成29年8月
業績指標等		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
		目標値設定年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度						
5-①	住宅の利活用期間 (①減失住宅の平均築後年数)	約27年	平成20年	-	-	-	約32.2年	-	約35年	平成27年	「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(①約40年(平成32年))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に目標値を設定したものの。		
5-②	(②住宅の減失率)	約7.0%	平成15～20年	-	-	-	約5.9%	-	約6.5%	平成22～27年	「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(②約6%(平成27～32年))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に目標値を設定したものの。		
6	リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合	3.5%	平成16～20年平均値	-	-	-	3.8%	-	5.0%	平成27年	「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(6%(平成32年))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したものの。		
7	既存住宅の流通シェア	14%	平成20年	-	-	-	14.8%	-	20%	平成27年	「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(25%(平成32年))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したものの。		
8-①	マンションの適正な維持管理 (①25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合)	37%	平成20年度	-	-	-	46%	-	56%	平成27年度	「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(70%(平成32年))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したものの。		
8-②	(②新築で30年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合)	51%	平成20年度	-	-	-	65%	-	概ね80%	平成27年度	「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(概ね100%(平成32年))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したものの。		
9	新築住宅における住宅性能表示の実施率	24%	平成22年度	23.6%	23.5%	22.7%	23.5%	22.3%(速報値)	37%	平成27年度	「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(50%(平成32年))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したものの。		
10	リフォーム時に瑕疵担保責任保険に加入した住宅の全リフォーム実施戸数・棟数に占める割合	0.2%	平成22年4～12月	0.2%	-	-	0.2%	-	5.1%	平成27年度	「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(10%(平成32年))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したものの。		
11	新築住宅における認定長期優良住宅の割合	8.8%	認定長期優良住宅の供給が開始された平成21年6月～平成22年3月までの値	12.7%	12.5%	12.0%	12.0%	11.4%	14.4%	平成27年度	「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(20%(平成32年))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したものの。		
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)			27年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要					関連する業績指標等番号	達成手段の目標(27年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)	
1	住宅市場環境整備推進経費(平成18年度)	27年度行政事業レビュー事業番号 (004)	24年度(百万円) (81)	25年度(百万円) (86)	26年度(百万円) (88)	77	事業の目的を達成するため、平成26年度は4つの調査等を行う。 ①住宅市場に係る総合的な調査 ②マンションストックの適正な管理及び再生のための調査検討経費 ③長期優良住宅の制度普及に関する調査経費 ④中古住宅の流通・賃貸市場活性化のための市場動向把握手法等の検討調査					5,6,7,8,11	-

2	市街地環境整備推進経費 (平成18年度)	005	30 (27)	30 (28)	30	30	近年の経済社会状況の変化を踏まえつつ、建築等を通じた良好な市街地環境の形成を図るため、建築基準法上の集団規定に関する要望を実現するため、求められる環境性能(周辺への影響度合い等)に基づく合理的な用途規制や近年の居住環境ニーズに対応した形態規制のあり方や運用方策等について具体的に検討を進める。	-	建築基準法集団規定に係る規制・制度改革事項の調査件数 建築基準法集団規定に係る規制・制度改革事項の達成割合
3	住宅・建築物安全安心対策推進経費 (平成15年度)	006	112 (97)	102 (81)	107	128	事業の目的を達成するため、平成27年度は9つの調査等を行う。 ① 建築基準法の性能技術基準整備調査 ② 昇降機等の安全・安心に関する取り組みの推進に関する調査検討 ③ 建築設備等の安全・安定性の確保に関する調査・検討 ④ 民間建築物におけるアスベスト実態調査の環境整備 ⑤ 建築基準に関する国際基準整合調査 ⑥ 建築関連手続きのオンライン化の推進に係る調査検討 ⑦ 新興国建築基準の分析・課題抽出に関する調査 ⑧ 資格者登録の効率化検討 ⑨ ユネスコ事業拠出金	5	-
4	民間事業者等の知見を活用した建築基準整備の推進事業 (平成20年度)	007	900 (887)	850 (811)	528	500	国が住宅・建築物に係る技術基準を整備する上で必要な調査事項について、国が設定した課題に基づき、基礎的なデータ・技術的知見の収集・蓄積等の調査及び基礎資料の作成を行う民間事業者等に対して補助する。なお、補助率については定額補助とし、補助限度額については1事業者あたり6千万円としている。ただし、実大実験等の大がかりな実験を必要とするテーマについては、外部識者を含む評価委員会に諮り、その妥当性を了承されたものに限り、補助限度額を超えて補助金を交付することができるものとする。	-	調査項目数 各課題において設定した調査目標に対して成果の達成度を評価したものの平均値
5	建築物の安全確保のための体制の整備事業 (平成22年度)	008	300 (299)	300 (291)	300	300	下記の建築物の安全確保のための体制整備を行う民間事業者等に対する補助。(補助率:定額補助) ①耐震化等の促進:建築確認が行われた物件から抽出した建築物の構造計算結果の検証の実施、特定行政庁の違反是正指導の技術的支援等 ②建築材料等の品質確保のための体制の整備:建築基準法における構造方法及び建築材料等に係る、市場流通品や生産体制の検証、認定仕様による試験体の作成、耐火試験等による性能の確認等 ③昇降機及び遊戯施設の安全確保のための体制の整備:建築基準法に基づく定期検査が実施された昇降機等から抽出して行う立入調査による定期検査内容の検証等	-	耐火構造等の性能の確認数 耐震性の検証を行った物件数 定期検査内容の検証を行った物件数 耐火関係の構造方法等のサンプル調査において性能の確認数に対する必要な性能を有しないことが確認された件数の割合
6	住宅セーフティネット基盤強化推進事業 (平成23年度)	009	700 (233)	450 (231)	425	-	○既存賃貸住宅活用に係る地域ネットワークの形成・活用促進事業 地方公共団体と宅地建物取引業者、賃貸住宅管理業者等との連携・協力により、物件情報の収集や管理面での効率化・円滑化の仕組みを構築する取組みを支援し、既存賃貸住宅の一部の借上げによる公営住宅の供給を促進する。 ○家賃債務保証業等の適正化支援 家賃債務保証業業務の適正化を図るため、事業者等に対する情報提供、当該業務のあり方等についての講習会・説明会の実施に係る取組み等を支援する。 ○賃貸住宅関連紛争に係る紛争処理円滑化支援 裁判外紛争処理手続き(ADR)の活用等による電話相談や面接相談体制の整備等を支援する。 ○居住支援協議会活動支援 住宅セーフティネット法に規定する居住支援協議会等が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する活動を支援する。 ○改正高齢者住まい法の普及促進事業 サービス付き高齢者住宅について登録制度を設ける改正高齢者住まい法の円滑な施行・運用を図るため、事業者等に対する情報提供、登録情報の分析等、当該制度の周知・普及に係る取組みを支援する。	7	-
7	既存住宅等に対応した住宅瑕疵担保責任保険の提供体制の整備事業 (平成24年度)	010	181 (169)	50 (28)	150	-	消費者が安心して既存住宅の取得やリフォーム工事を行える環境を整備するため、消費者ニーズに対応した保険商品の充実について検査技術の導入・実用化に対する支援を行う。また、住宅事業者が新築住宅を引き渡す場合に、保険又は供託による資力確保を義務付けている「住宅瑕疵担保履行法」に基づく住宅瑕疵担保責任保険の設計施工基準については、保険法人間の基準の整合を図るため国が関与する必要があることから、保険事故の発生状況等を踏まえた基準見直しに係る取組に対する支援を行う。	6, 7, 10	-
8	空き家管理等基盤強化推進事業 (平成25年度)	011	-	150 (87)	350	150	住宅ストックの適切な維持管理が行われるための環境整備として、空き家等の活用・適正管理・除却について、所有者に対する相談体制の整備や関連するビジネスの育成・普及を支援する。	5-②、7	空き家等の適正管理に関する相談窓口を創設した都道府県の数 実施事業者数
9	既存建築物安全性確保推進事業 (平成25年度)	012	-	250 (250)	200	126	下記の既存建築物の安全性確保のための体制整備を行う民間事業者等に対する補助。(補助率:定額補助) ①地方公共団体における体制整備支援:耐震診断等に係る行政指導のための行政職員向け研修会等の実施、耐震診断義務化対象建築物等について、耐震診断・耐震改修等の実施状況の調査等 ②建築主・事業者の体制整備支援:耐震診断・耐震改修に関する具体的な診断・施工技術や施工方法の事業者向け講習会等の実施、新たな法制上の枠組み等の啓発・周知のための建築主等向け情報提供等の実施等	-	補助金の交付件数 多数の者が利用する建築物及び住宅の耐震化率(①建築物、②住宅)
10	マンション管理適正化・再生推進事業 (平成25年度)	013	-	151 (112)	154	124	(1)マンション管理組合の活動を支援する法人等が行う管理組合における合意形成をサポートする取組み等のマンション管理適正化・再生推進に当たった課題の解決に向けた次の事業 ①専門家の活用も含めた新たなマンション維持管理の適正化に係る事業 ②持続可能社会に対応したマンション再生の促進に係る事業 ③老朽化マンションの建替え等の専門家による相談体制等の整備 (2)マンション管理適正化・再生推進に当たった課題の解決に向けた成功事例の収集・分析等を行う事業	8	-
11	住宅ストック活用・リフォーム推進事業 (平成25年度)	014	-	750 (431)	1,109	1,049	中古住宅流通市場・リフォーム市場の20兆円までの規模倍増に向けて、消費者に対する相談体制の整備等により市場環境を整備するとともに、市場の活性化に資する民間の取組を支援する。	6, 7, 10	-

12	住宅建築技術高度化・展開推進事業 (平成26年度)	015	-	-	1,850	1,400	住宅・建築物の環境対策、長寿命化対策、安全対策等の行政上の諸課題に対応するため、民間事業者の知見・ノウハウを活用し、技術開発を推進するとともに、基準や制度の普及促進、産業の展開の取組を総合的に推進する。(補助率:定額補助、1/2)	6.7	-
13	木造住宅技能者育成・技術力向上事業 (平成26年度)	016	-	-	800	600	木造住宅供給の主な担い手となる大工技能者の減少・高齢化を踏まえ、新規大工技能者の育成や大工技能者の技術力向上に資する技術講習等の取組に対する支援を行う。(補助率:定額)	5.6	-
14	建築確認検査制度等の見直しに係る体制整備等支援事業 (平成26年度)	017	-	-	209	190	建築確認・審査手続きの円滑化や各種規制改革要望等に対応した制度見直し事項の円滑かつ確実な施行を図るとともに、設計者・審査側双方の体制整備・資質向上を推進するため、制度見直し内容の設計者側・審査側への周知徹底、設計者・審査側の技術力向上に向けた取組を行う者を助成することを目的とする。	-	補助金の交付件数 構造計算適合性判定を要する物件に係る申請受付から確認済証交付までに要した実日数の平均(事前相談期間を含む)
15	CLTを用いた木造建築基準の高度化推進事業 (平成26年度)	018	-	-	300	280	CLTを用いた建築物の設計法の確立及び基準の高度化を行うために必要なデータの収集整理を行う。 ・CLTを用いた建築物の終局挙動確認等のための実大振動台実験 ・CLTの材料実験、接合部・構面の要素実験 ・CLTを用いた建築物の設計法素案の検討 等	-	補助金の交付件数 本事業は、CLTを用いた建築物の設計法の確立のために必要な知見を平成27年度までに得ることが目的であるため、単年度ごとに成果目標及び成果実績(アウトカム)を定めて実施するという性質のものではない。 定性的な目標:平成28年度早期を目途に設計法を確立する。
16	住宅資産活用推進事業 (平成27年度)	新27-001	-	-	-	50.4	高齢者等が保有する住宅資産の活用を促進し、子育て世帯や高齢者世帯等のライフステージに応じた住み替えを円滑化するために、住宅資産の活用について助言する専門家の育成及び相談体制の整備を支援を行う。(補助率:定額補助)	7	-
17	重層的セーフティネット構築支援事業 (平成27年度)	新27-002	-	-	-	230	○公的賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの構築を推進するため、マンパワーに限られる小規模な地方公共団体において、福祉・子育て支援等の地域に必要な機能の整備とあわせて公営住宅団地の再生など、公営住宅に係るPPP/PFIの事業提案を行う民間事業者等による調査に要する費用に対し、定額補助を行う。 ○民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの構築を推進するため、居住支援協議会等による住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取組みや、民間事業者等による民間賃貸住宅に係るトラブルの相談・関係機関の連携の円滑化に関する取組み、サービス付き高齢者向け住宅の登録状況等に関する調査・分析や広報による周知・普及に関する取組みに要する費用に対し、定額補助を行う。	2-① 2-② 4	公営住宅におけるPPP/PFI推進円滑化に係る補助対象数 居住支援協議会による人口カバー率
18	多世代交流型住宅ストック活用推進事業 (平成27年度)	新27-003	-	-	-	32.0	①相談体制整備等に係る事業 ○個人住宅等の所有者、地域内での住替え検討者、移住及び二地域所住の検討者、地域内の住宅の利活用検討者を主たる対象として、個人住宅等の有効活用や住替え等に係る相談に総合的に対応する常設のワンストップ相談窓口を設置する。 ○設置した相談窓口において、個人住宅等の有効活用に関する相談員による面談、関係主体との連携・調整等を実施する。 ②モデル的取組に係る事業 ○個人住宅を有効活用するため、住替えや移住等に必要となるリノベーションや融資に関するスキーム等を検討・実践するなど、住宅としての流通を促進することに主眼を置いた取組を行う。 ○個人住宅等を居住以外の目的も含めて有効に活用するため、必要となるコンバージョン(転用)、改修や融資等に係るスキームの検討・実践等の取組を行う。	7	総合相談窓口の設置件数 モデル的取組に係る事業の実施件数
19	省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備 (平成27年度)	新27-004	-	-	-	700	平成26年4月11日に閣議決定された新たなエネルギー基本計画において、2020年までに新築住宅・建築物について段階的に省エネルギー基準への適合を義務化するとされているところであり、適合の義務化に向け、供給側及び審査側が滞りなく対応できる環境整備を図る。	37	-
20	インスペクションの活用による住宅市場活性化事業 (平成27年度)	新27-005	-	-	-	300	既存住宅の適切なメンテナンス・流通等を促進し、中古住宅・リフォーム市場の活性化を図るため、インスペクションによる住宅情報の蓄積・活用と、インスペクション技術の開発・高度化に係る取組に対する支援を行う。	6.7	-

21	新たな定期調査・検査報告制度の定着及び実効性確保に資する取組への支援 (平成27年度)	新27-006	-	-	-	40	定期報告や建築確認などに関する業務を行ってきた民間の機関において、新たな定期調査・検査報告制度の周知、普及啓発などを図ろうとする主体的な取組について、新たな定期調査・検査報告制度の円滑な導入、調査・検査の着実な実施、報告率向上など同制度の実効性の向上に資する取組を着実に推進できるよう、国として必要な支援を行う。	-	実施事業者数 現行の調査資格者が改正建築基準法施行前までに新たに位置づけられる定期調査・検査資格者へ移行する割合
22	新興国に対する我が国建築基準の普及促進事業 (平成27年度)	新27-007	-	-	-	19.4	新興国の制度・基準策定機関の政府職員を対象とした ・建築技術についての見学会 ・建築基準や規制制度についての研修・セミナー・ワークショップ 等	-	新興国政府職員を対象とした見学会・ワークショップ・セミナー等の開催回数 新興国に対する我が国建築基準の年間導入件数 ※同一国に複数テーマ我が国の建築基準を導入した場合には複数件としてカウントする
23	東日本大震災復興関連事業円滑化支援事業 (平成24年度)		1,000 (156)	400			被災案件に係る建築確認検査を実施する指定確認検査機関が行う以下の事業等に要する費用を補助する。 ・復興事業の建築計画に係る審査の円滑化に向けた事前相談・本審査に係る体制整備を図るための窓口等の体制の充実・強化 ・復興事業に係る建築主・設計者等に対する基準・手続き等建築規制制度の周知等 (補助率:定額補助)	-	指定確認検査機関において手数料減免を実施した件数 東日本大震災からの復旧・復興を推進 (建築確認検査手続きの円滑化は、被災地の復旧・復興に寄与するものも一部であり、被災地全体の復旧・復興がどの程度推進されたかを定量的な成果目標に設定するのは困難であるため。)
施策の予算額・執行額			28,296 (12,266)	177,297 (169,284)	6,436	6,408	施策に関係する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	なし	